

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について」
にかかるとパブリック・コメントへの意見提出状況について

令和5年11月1日

大阪市環境局

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和5年8月7日（月）から令和5年9月6日（水）まで

(2) 案の公表方法（意見等の閲覧、配架場所）

- ・ 大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当(あべのルシアス13階)
- ・ 各環境事業センター及び出張所
- ・ 市民情報プラザ（大阪市役所 1階）
- ・ 大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・ 各区役所及び出張所
- ・ 大阪市ホームページ

(3) 意見募集方法

持参、送付、ファックス、電子メール、大阪市行政オンラインシステム

2 意見提出状況

(1) 意見提出総数 448通 (延べ545件のご意見)

(2) 内訳

▶提出方法別

大阪市行政 オンライン システム	電子メール	送付	持参	ファックス
333通	44通	26通	2通	43通

▶住所別

大阪市内	大阪市外	記載なし
227名	182名	39名

▶年齢別

20代未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	記載なし
3名	20名	80名	91名	94名	88名	38名	34名

(3) 結果発表予定 令和5年11月中旬

3 主な意見と本市の考え方（案）

1 市内全域への路上喫煙禁止地域の拡大について

○意見数 199件（賛成 69件 反対 130件）

（1）意見要旨

- ・市内全域に拡大しても、禁止の実効性があるのかが疑問
- ・市内全域で実施することで効果があり、また、禁止区域も分かりやすくなる
- ・現在の喫煙所数では少ないので、喫煙所の整備を行うことも重要である
- ・計画されている喫煙所数は120か所では少なく、より多くの喫煙所が必要である
- ・喫煙所を設置した際、喫煙所からの煙の漏れやその周辺での喫煙対策を行う必要がある
- ・現在の過料額は抑止力として不十分であるので、より高額の過料とすべき
- ・路上だけではなく、公園や様々な人が利用する場所についても禁煙とすべき
- ・禁煙地域を人流の多いエリアに限定するなど、現実的な施策とすべき
- ・たばこは個人の嗜好品であり、喫煙を制限することは喫煙者の自由を奪うこととなる

（2）本市の考え方（案）

改正健康増進法（平成14年法律第103号）（以下「改正健康増進法」という）や大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）（以下「大阪府条例」という）の制定等で喫煙を取り巻く社会状況が大きく変化してきており、市民等の安全・安心を確保するとともに、2025大阪・関西万博の開催都市としてSDGsの達成された社会をめざして、市内全域の道路、公園、広場等において、路上喫煙を禁止することとします。また、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備を進めるため、令和6年12月までに大阪市内に120か所の喫煙所を整備する計画を進めています。

3 主な意見と本市の考え方（案）

2 たばこの種類や喫煙の方法について

○意見数 18件 （賛成 9件 反対 8件 その他 1件）

（1）意見要旨

- ・市内全域を禁煙にするとともに、加熱式たばこも禁煙としてほしい
- ・加熱式たばこに加えて、電子たばこも規制の対象に加えるべき
- ・加熱式たばこは紙巻たばこと比べて匂いや煙が少ないので、同等に扱うべきではない
- ・加熱式たばこも路上喫煙禁止とするのであれば、喫煙環境を整えるべき
- ・たばこの種類や喫煙方法がどのように変わるのかが不明

（2）本市の考え方（案）

加熱式たばこは、健康の長期的な影響について現段階において予測することは難しいですが、紙巻きたばこ同様にニコチンや発がん性物質が含まれており、改正健康増進法や大阪府条例においても規制対象になっています。また、他都市においても加熱式たばこを規制対象もしくは規制対象として検討されています。

一方、現行の大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年条例第54号）（以下「条例」という）では、「たばこ」について規定がなく、路上喫煙については「喫煙し、火のついたたばこを所持すること」としてあり、改正健康増進法では「たばこ」を「たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこ」とし、「喫煙」を「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること」としていることから、本市においても加熱式たばこを規制の対象とし、改正健康増進法に準じて条例を改正します。

3 主な意見と本市の考え方（案）

3 私有地や私道における管理権限者に関する規定について

○意見数 92件 （賛成 13件 反対 78件 その他 1件）

（1）意見要旨

- ・私有地等に設置された灰皿の周辺で喫煙行為が発生すると予測されるので、灰皿の撤去を義務としてほしい
- ・私有地等の管理はその管理者の判断に任せるべきで、行政が介入することではない
- ・私有地に設置されている灰皿も撤去させるのは、規制しすぎである
- ・灰皿の設置は、たばこの吸い殻のポイ捨て削減など、環境整備の役に立っている
- ・屋外では、たばこの煙の他にも有害な物質が浮遊していると考えられる

（2）本市の考え方（案）

私有地や私道の管理者に路上喫煙が発生しないよう対策を求める努力義務規定は、道路や歩道に隣接する私有地や私道に灰皿が設置される等、路上喫煙を誘発するおそれがある場合について、灰皿の移動又は撤去等の対策を求めるものであり、本市による一方的な灰皿の移設や撤去を想定していません。

3 主な意見と本市の考え方（案）

4 私有地や私道について本市が必要と認める地域を申請や協議により禁止の対象にできる規定について

○意見数 46件 （賛成 7件 反対 38件 その他 1件）

（1）意見要旨

- ・方向性について、概ね賛成できる
- ・私有地等での喫煙を禁止するのであれば、まず喫煙所の整備を行うべき
- ・私有地等の管理者より、喫煙禁止対象としてほしいと申請がある場合のみ禁止とすべき
- ・私有地等の管理は、その管理者の判断に任せるべきで、行政が介入することではない
- ・私有地においても、一般市民が通行できる場所は全てを禁止地区とし、その管理権限者が喫煙対策を実施することを誓約した場合のみ禁止地区の対象から外す規定を設けるべき

（2）本市の考え方（案）

私有地や私道における路上喫煙を禁止とする規定については、私有地や私道の管理者からの申請に基づき、本市が調査等を行い、必要と認めた場合のみに禁止区域とすることができるような規定を考えています。よって、本市からの要請等によって一方的に、また、管理者からの申請があった場合に、必ずしも禁止区域とできるものではありません。

3 主な意見と本市の考え方（案）

5 その他の意見

○意見数 190件（喫煙所整備について 96件 その他 94件）

（1）意見要旨

- ・ 大阪市は路上喫煙が特に目立つので速やかな法整備が必要であり、違反者へは罰則の強化が必要
- ・ 喫煙対策は市の責務として行う必要があり、たばこ税を活用して喫煙環境を整えるべき
- ・ 個人の自由である喫煙に対して禁煙を強制すべきではなく、また、屋外での広範囲な禁煙は、世界的にも聞いたことがない
- ・ 喫煙所の数が120か所では少なすぎる
- ・ 非喫煙者の意見ばかりが反映されているように考える
- ・ 単に「賛成」「反対」のみの記載

（2）本市の考え方（案）

改正する条例においては、路上での喫煙に制限をかけることから、令和6年12月末までに大阪市内に120か所の喫煙所を整備する計画を進めています。供用が開始された喫煙所については、大阪市ホームページにおいて周知を行います。

なお、喫煙所の設置数（120か所）については、大阪市の昼間人口や喫煙率、アンケート調査等を基に算出したもので、路上喫煙の状況を踏まえ、検証していきます。

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性」にかかるパブリック・コメントを実施します

【概要】

大阪市では、平成19年4月に大阪市路上喫煙の防止に関する条例を施行し、路上喫煙による迷惑や被害を未然に防止することにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に取り組を進めてきましたが、いわゆる改正健康増進法や大阪府子どもの受動喫煙防止条例及び大阪府受動喫煙防止条例が制定されるなど、喫煙をめぐる社会状況が大きく変化しています。

また、路上喫煙によるたばこのポイ捨ては市民の快適な生活環境やまちの美観を損なうものであることから、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するため、2025年の大阪・関西万博の開催に向けて市内全域における路上喫煙を禁止することとしています。このため、令和4年7月13日に、市長から外部有識者からなる「大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）」に「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について諮問し、委員会において審議を重ねています。今回、審議経過を踏まえ、市内全域の路上喫煙禁止に向けて、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性」を本市において取りまとめました。

つきましては、令和5年8月7日（月曜日）から令和5年9月6日（水曜日）まで、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性」において示す「2 改正の主な目的及び概要」について、広くご意見をいただくためパブリック・コメントを実施いたしますので、市民・事業者の皆様のご意見・ご提言をお寄せください。

1 意見募集期間

令和5年8月7日（月）から令和5年9月6日（水）まで

2 資料の閲覧・配架場所

- ・大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当(大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階)
- ・各環境事業センター及び出張所
- ・市民情報プラザ（大阪市役所1階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪市ホームページ

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 大阪市行政オンラインシステムの場合：令和5年9月6日（水）必着

右の二次元コードまたは下記のホームページアドレスから専用ページにアクセスし、ご意見を入力してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/82009e24-7510-4c31-9e43-668c50515251/start>



(2) 電子メールの場合：令和5年9月6日（水）必着

メール件名に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性に対する意見」と明記し、次のメールアドレスへ「意見記入用紙」を添付して送信してください。

rokitsu-boushi@city.osaka.lg.jp

※このアドレスは、本パブリック・コメント用ですので、パブリック・コメント実施期間中以外は使用できません。

(3) 送付の場合：令和5年9月6日（水）必着

「意見記入用紙」を封書等で送付してください。

〒545 - 8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階
大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当

※表書きに「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性に対する意見」と明記してください。

(4) 持参の場合：令和5年9月6日（水）受付時間内必着

「意見記入用紙」を次の場所へご持参ください。

大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当

場所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

（最寄駅：Osaka Metro「天王寺」駅、JR「天王寺」駅、近鉄「大阪阿部野橋」駅）

受付時間：土・日曜日、祝日を除く、9時から12時15分まで、及び13時から17時30分まで

(5) ファックスの場合：令和5年9月6日（水）必着

「意見記入用紙」を次の番号へお送りください。

ファックス番号：06 - 6630 - 3581 大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当

4 注意事項

- (1) 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。
- (2) 提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。
- (3) 提出いただいたご意見に対する考え方については、後日一括して大阪市ホームページで公表します。なお、公表の際には、内容の要約又は一部の表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報の取扱いについて

- (1) 提出いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- (2) ご意見、住所、氏名、ファックス番号、電子メールアドレス等につきましては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認する以外の目的には利用・提供いたしません。

6 今後の手続き

今回、寄せられましたご意見等を参考にしながら、大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正を進めてまいりたいと考えています。

7 意見募集に関するお問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当

電話：06-6630-3153（土・日曜日、祝日を除く、9時から12時15分まで、及び13時から17時30分まで）

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について

1 改正の理由・経過

- 大阪市では、平成19年4月に大阪市路上喫煙の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、路上喫煙による迷惑や被害を未然に防止することにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に取組を進めている。また、条例に基づき、平成19年7月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）に指定し、同年10月からは、禁止地区における条例違反者に対して、過料を適用している。
- その後、平成27年2月の「都島区京橋地域」をはじめとして、「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」、「北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域」、「天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」、「中央区長堀通り地域」「子ども本の森中之島周辺地域」、「堂島公園の一部及び周辺地域」を禁止地区に指定している。
- 一方で、いわゆる改正健康増進法（平成14年法律第103号）や「大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成30年大阪府条例第101号）」及び「大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）」の制定など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変化しており、令和4年に内閣府において実施された「たばこ対策に関する世論調査」では、「たばこの煙を不快に思った場所」として「路上」と答えた人が70パーセント、「受動喫煙対策の手法」として「路上・公園など、屋外で喫煙できる場所を減らす」と答えた人が59パーセントを占めるなど、屋外での喫煙への対応が求められている。
- 路上喫煙によるたばこのポイ捨ては市民の快適な生活環境やまちの美観を損なうものであることから、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するため、2025年の大阪・関西万博の開催に向けて市内全域における路上喫煙を禁止することとしている。
- このため、令和4年7月13日に市長から大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）に「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について諮問し、委員会において審議を重ねてきたところである。
- 市内全域の路上喫煙禁止の実施にあたっては、次のような対応が必要と考えている。
 - ①禁止地区を市内全域に拡大
 - ②禁止の対象となるたばこの定義を規定
 - ③私有地や私道における管理権限者の責務について規定
 - ④私有地や私道についても本市が必要と認める地域を禁止の対象にできる規定を新設
- 現在、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備に向けて、新たに120か所の喫煙所整備を進めている。

2 改正の主な目的及び概要

市内全域における路上喫煙禁止の実施にあたって、条例の改正等を行う。

①路上喫煙禁止地区を市内全域に拡大する

喫煙をめぐる社会情勢は大きく変化しており、世論調査等においても、屋外での喫煙への対応が求められていることや、開催が予定されている2025年の大阪・関西万博に向けたまちの美観の確保のため、現在の禁止地区を令和7年1月をめどに市内全域に拡大する。

②たばこの種類や喫煙の方法について規定を新設する

たばこの種類や喫煙の方法について規定がないため、改正健康増進法の規定に準じて定義する。

③私有地や私道における管理権限者に関する規定を新設する

道路等に隣接する土地や建物の管理権限者に対して路上喫煙が発生しないような対策を求める努力義務を規定する。

④私有地や私道についても本市が必要と認める地域を禁止の対象にできる規定を新設

公開空地等、道路等に隣接する私有地や私道についても、本市が必要と認める地域では、申請や協議等により路上喫煙禁止の対象とすることができるような規定を新設する。

3 委員会での審議経過

- 第39回 「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について諮問
- 第40回 喫煙所（喫煙設備）について
- 第41回 中間答申
「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について（「喫煙所について」）
- 第42回・第43回 効果的な普及啓発方法について
- 第44回 加熱式たばこの取り扱い、過料徴収及び指導体制について
- 第45回・第46回 条例改正（案）の検討について

4 今後のスケジュールについて

